

会

議

午前10時 0分開会

事務局長（鈴木貞雄君） おはようございます。

本日の議会は、一般選挙後最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第10条の規定によりまして、年長議員が臨時議長の職務を行うことになっておりますので、ご了承願いたいと思います。

出席議員中、藤井六一議員が年長議員でありますので、ご紹介申し上げます。

藤井六一議員、よろしく願いいたします。

〔臨時議長 藤井六一君 議長席へ着席〕

臨時議長（藤井六一君） おはようございます。

ただいまご紹介を受けました藤井六一でございます。

地方自治法第10条の規定によりまして、議長選挙の終わるまで臨時議長を務めさせていただきます。どうぞよろしくご協力のほどをお願いいたします。

このたびの選挙におきましては、お互いに当選の榮譽を担って議席を得られたわけでございますけれども、本当に、皆さんおめでとうでございます。ほとんどの方が顔見知りではございますけれども、当局の方と初対面の方もあろうかと存じますので、この際、自己紹介をお願いしたいと思います。

議席の番号順にお願いしたいと思います。

〔自己紹介〕

臨時議長（藤井六一君） 次に、当局側の紹介をお願いいたします。

〔副市長 渡辺 優君 出席者の紹介〕

臨時議長（藤井六一君） ありがとうございます。

ここで副市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

番外。

副市長（渡辺 優君） 大変僭越ですが、一言ごあいさつを述べさせていただきます。

4月22日に行われました下田市議会議員選挙におきまして、当選の栄に浴されました14名の皆様方に、心からお祝いとお喜びを申し上げます。

さて、各自治体に今日求められております分権型社会におきましては、地方公共団体がその力量を高め、これからの時代に的確に対応できるよう自己改革を推進し、地方公共団体が

自らの判断と責任のもとに、地域の実情に沿った行政を実現していくことが期待されております。

このような中で、本市を取り巻く情勢は大変厳しいものであり、基幹産業であります観光及び関連産業の不振が他の産業に影響いたしまして、市財政にも大きな影響を与えております。こうした厳しい情勢の中、今年度も行財政改革の推進、機構改革を初めとする効率的・効果的な行政サービスの推進、また、市町合併の取り組み等の各種課題がございます。また、少子高齢化に伴う幼児・学校教育や、高齢者にかかわる教育、福祉行政のあり方、さらに防災の充実、生活に密接する各種環境問題等への取り組みも問われております。

市民の代表であります皆様方議会と私たち行政は、常に活発な議論を重ね、活路を見つけて、さらに市民の理解と協働のもと、しっかりと行政を進めていきたいと考えております。

大変な時代でございますが、皆様方の新しい意欲と新しい力を心からご祈念申し上げます。あいさつにかえさせていただきます。今後ともよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

臨時議長（藤井六一君） ただいまの出席議員は定足数に達しております。

これより平成 19年下田市議会 5月臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

仮議席の指定

臨時議長（藤井六一君） この際、議事進行上、仮議席を指定します。

仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

議長選挙

臨時議長（藤井六一君） 日程により、これより議長の選挙を行います。

選挙は投票によることといたします。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

臨時議長（藤井六一君） ただいまの出席議員は 14名であります。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

臨時議長（藤井六一君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長（藤井六一君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

臨時議長（藤井六一君） 異状はないものと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名でお願いいたします。投票用紙に被選挙人の氏名をご記入願います。

書かれましたら、1番議員より順次投票をお願いいたします。

〔投票執行〕

臨時議長（藤井六一君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長（藤井六一君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

臨時議長（藤井六一君） これより開票を行います。

会議規則第3条第2項の規定により、立会人に1番 沢登英信君、4番 土屋雄二君を指名いたします。両名の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

臨時議長（藤井六一君） お待たせいたしました。選挙の結果を報告いたします。

投票総数 14 票。

これは先ほどの出席議員数に符号 いたします。

そのうち、有効投票数 13 票

無効投票数 1 票

でございます。

有効投票中 増田 清君 11 票

土屋誠司君 2 票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票でございます。よって、増田 清君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました増田 清君が議長におられますので、本席から会議規則第

32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

ただいま当選されました増田 清君よりごあいさつがございます。

〔12番 増田 清君登壇〕

12番（増田 清君） 一言ごあいさつを申し上げます。

ただいまは皆様のご支援を賜り、議長に選出賜りまして、身に余る光栄に存じます。心から厚く御礼申し上げます。

私はまだ未熟、浅学非才な者でございますが、皆様方のお力添えをいただきながら、全身全霊を傾けて下田市発展のために、そして下田市議会発展のために働いてまいる決意でございます。議員の皆様方並びに市当局の皆様方のご指導・ご鞭撻を心からお願い申し上げます。

そして、病気療養のため入院されております石井市長のお見舞いを申し上げ、甚だ簡単でございますが、議長就任のごあいさつ にさせていただきます。ありがとうございました。

（拍手）

臨時議長（藤井六一君） 以上をもちまして、臨時議長の職務は終了いたしました。

ご協力をご感謝申し上げます。

ここで議長と交代いたします。

〔議長 増田 清君 議長席へ着席〕

議席の指定

議長（増田 清君） それでは、これより議事日程に入りますが、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

日程により、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において 指定いたします。

議員諸君の氏名とその議席の番号を、事務局長をして朗読いたさせます。

事務局長（鈴木貞雄 君） 朗読いたします。最初に議席番号、次に氏名の順に申し上げます。

1番 沢登英信議員、2番 藤井六一議員、3番 伊藤英雄議員、4番 土屋雄二議員、5番 鈴木 敬議員、6番 岸山久志議員、7番 田坂富代議員、8番 土屋 忍議員、9番 増田榮策議員、10番 大黒孝行議員、11番 土屋誠司議員、12番 増田 清議員、13番 土屋勝利議員、14番 森 温繁議員。

以上でございます。

議長（増田 清君） ただいま朗読いたしましたとおり、議席を指定いたします。

会期の決定

議長（増田 清君） 次に、日程により、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は本日 1 日間といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、会期は 1 日間と決定をいたしました。

会議録署名議員の指名

議長（増田 清君） 次は、日程により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 78 条の規定により、議長において、 1 番 沢登英信君と 3 番 伊藤英雄君の両名を指名いたします。

諸般の報告

議長（増田 清君） 次は、日程により、諸般の報告を申し上げます。

最初に、議会内会派結成届について、受け付けた順に申し上げます。

日本共産党下田市議団とする会派結成届が沢登英信議員から、民友会とする会派結成届が藤井六一議員及び増田榮策議員から、清正会とする会派結成届が岸山久志議員、田坂富代議員、土屋勝利議員、森 温繁議員及び私から、至誠会とする会派結成届が土屋誠司議員から、公明党とする会派結成届が土屋 忍議員から、政新会とする会派結成届が土屋雄二議員及び鈴木 敬議員から、政和会とする会派結成届が伊藤英雄議員及び大黒孝行議員から提出されましたので、ご報告いたします。

次に、議長会関係について申し上げます。

4 月 10 日、第 90 回東海市議会議長会定期総会及び第 236 回東海市議会議長会理事会が三重県四日市市で開催され、前正副議長が出席いたしました。この理事会及び定期総会では、平成 18 年度決算及び平成 19 年度予算並びに長野県飯田市の東海市議会議長会へのオブザーバー参加をそれぞれ議決し、岐阜県から提出された「外国人に関する総合的な政策推進について」の要望のほか 3 件が議決され、これらの措置につきましては、会長に一任することに決定いたしました。

さらに、平成 19年度議長会の役員選挙が行われ、静岡県におきましては、支部長に磐田市が、理事市に浜松市、御殿場市、湖西市とともに、下田市が決定いたしました。また、この総会で当議長会表彰 規程に基づく表彰が行われ、森 温繁前議長と佐々木嘉昭元議長が勤続 20年以上の特別表彰を受けました。

なお、下田市議会慶弔見舞金等に関する内規により、お祝い金を贈呈いたしましたので、ご了承をお願いいたします。

次に、市長より車両物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定についての専決処分事件の報告 2 件がありましたので、その写しを配付してありますので、ご覧ください。

次に、監査委員より、平成 19年 1 月分、2 月分の出納検査結果報告書 2 件及び定期監査結果報告書 4 件並びに財政援助団体に係る監 査結果報告書 1 件の送付がありましたので、その写しを配付してありますので、ご覧ください。

次に、今臨時会に市長から提出議案の送付と、説明員として出席する旨の通知がありましたので、係長をして朗読いたさせます。

事務局係長（須田信輔君） 朗読いたします。

下総庶第 60号。平成 19年 5 月 11日。

下田市議会議長様。静岡県下田市市長、石井直樹。

平成 19年 5 月下田市議会臨時会議案の送付について。

平成 19年 5 月 11日招集の平成 19年 5 月下田市議会臨時会に提出する議案を別紙のとおり送付いたします。

付議事件。

報第 1 号 専決処分の承認を求めることについて。

下総庶第 61号。平成 19年 5 月 11日。

下田市議会議長様。静岡県下田市市長、石井直樹。

平成 19年 5 月下田市議会臨時会説明員について。

平成 19年 5 月 11日招集の平成 19年 5 月下田市議会臨時会に説明員として下記の者を出席させるので、通知いたします。

記。副市長 渡辺 優、教育長 高橋正史、会計管理者兼出納室長 森 廣幸、企画財政課長 土屋徳幸、総務課長 糸賀秀穂、市民課長 山崎智幸、税務課長 村嶋 基、監査委員事務局長 土屋和夫、建設課長 井出秀成、上下水道課長 磯崎正敏、観光交流課長 藤井恵司、産業振興課長 滝内久生、健康増進課長 河井文博、福祉事務所長 内田裕士、環

境対策課長 藤井睦郎、教育委員会学校教育課長 金崎洋一。

以上でございます。

議長（増田 清君） 以上で諸般の報告を終わります。

副議長選挙

議長（増田 清君） 次は、日程により、副議長の選挙を行います。

選挙は投票によることといたします。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

議長（増田 清君） ただいまの出席議員は 14名であります。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

議長（増田 清君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

議長（増田 清君） 異状はないものと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名でお願いいたします。投票用紙に被選挙人の氏名を記入願います。

書かれましたら、1番議員より順次投票をお願いいたします。

〔投票執行〕

議長（増田 清君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

議長（増田 清君） これより開票を行います。

会議規則第 3 条第 2 項の規定により、立会人に 3 番 伊藤英雄君と、5 番 鈴木 敬君を

指名いたします。両名の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

議長（増田 清君） お待たせいたしました。選挙の結果を報告いたします。

投票総数 14 票。

これは先ほどの出席議員数に符号いたします。

そのうち、有効投票数 14 票

無効投票数 0 票

でございます。

有効投票中 大黒孝行君 12 票

藤井六一君 2 票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票でございます。よって、大黒孝行君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました大黒孝行君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

ただいま当選されました大黒孝行君よりごあいさつがあります。

〔10番 大黒孝行君登壇〕

10番（大黒孝行君） ご紹介いただきました大黒でございます。

同僚議員の多数のご推挙をいただきまして、副議長を拝命いたします。

今後は議長を補佐いたしまして、慎重の上にも活発な議会運営のために尽力をいたします。よろしくをお願いいたします。（拍手）

発議第8号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（増田 清君） 次は、日程により、発議第8号 下田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

14番。

〔14番 森 温繁君登壇〕

14番（森 温繁君） 発議第8号 下田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第 112条及び下田市議会会議規則第 14条の規定により提出いたします。

平成 19年 5月 11日提出。

提出者、下田市議会議員、森 温繁、以下、敬称を略させていただきます。提出者、下田市議会議員、藤井六一、賛成者、下田市議会議員、沢登英信、同じく伊藤英雄、同じく鈴木 敬、同じく土屋 忍、同じく土屋誠司。

初めに、提案理由について申し上げます。

提案理由は、議会運営委員会の委員の定数を改正するものでございます。

次に、条例の一部改正の内容についてご説明いたします。

説明は、別途条例改正関係説明資料により説明させていただきます。

説明資料をお開きください。

改正点は、委員会条例第 4条第 2項の議会運営委員会の委員の 定数を 9人から 7人に改正するものでございます。

最後に附則でございますが、この条例は、公布の日から施行するものとしてでございます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

議長（増田 清君） 提出者の説明が終わりました。

本案に関する質疑を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 質疑はないものと認めます。

ご苦労さまでした。提出者は自席へお戻りください。

お諮りいたします。

本案は、委員会に付託することを省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、発議第8号 下田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで、ただいま可決されました委員会条例を公布するのに市長直筆のサインが必要となるため、午後1時まで休憩をいたします。

午前 10時39分休憩

午後 1時00分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任

議長（増田 清君） 次は、日程により、常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任については、下田市議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りいたします。

総務文教委員に沢登英信君、伊藤英雄君、土屋雄二君、田坂富代君、土屋誠司君、森 温繁君、増田 清、以上の7人を、産業厚生委員に藤井六一君、鈴木 敬君、岸山久志君、土屋 忍君、増田榮策君、大黒孝行君、土屋勝利君、以上の7人を、次に、議会運営委員会委員に沢登英信君、藤井六一君、伊藤英雄君、鈴木 敬君、土屋 忍君、土屋勝利君、森 温繁君、以上の7人をそれぞれ指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君を、それぞれの常任委員会及び議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

これより、それぞれの常任委員会の委員長及び副委員長を互選するため委員会を開催していただきたいと思っております。

総務文教委員会は第1委員会室、産業厚生委員会は第2委員会室でお願いいたします。

なお、委員会終了後、議会運営委員会の委員長及び副委員長を互選するための委員会を第1委員会室で開催していただきたいと思います。

ここで暫時休憩いたします。

午後 1時 2分休憩

午後 2時50分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ここでご報告申し上げます。先ほど、それぞれの常任委員会及び議会運営委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選をいたしました。新しい委員長、副委員長が決まりましたので、事務局長より報告いたさせます。

事務局長（鈴木貞雄君） それでは、報告させていただきます。

まず、常任委員会から申し上げます。

総務文教委員会委員長に土屋雄二議員、副委員長に田坂富代議員。

産業厚生委員会委員長に土屋 忍議員、副委員長に岸山久志議員。

次に、議会運営委員会委員長に鈴木 敬議員、副委員長に藤井六一議員。

以上でございます。

南豆衛生プラント組合議会議員選挙 ・ 伊豆斎場組合議会議員選挙 ・ 下田

地区消防組合議会議員選挙 ・ 共立湊病院組合議会議員選挙

議長（増田 清君） 次は、日程第 11、南豆衛生プラント組合議会議員選挙、日程第 12 伊豆斎場組合議会議員選挙、日程第 13 下田地区消防組合議会議員選挙及び日程第 14 共立湊病院組合議会議員選挙を行います。

お諮りいたします。

以上4件の選挙の方法は、地方自治法第 118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 異議はないものと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

南豆衛生プラント組合議会議員に、岸山久志君、田坂富代君、増田榮策君、大黒孝行君、土屋勝利君。

伊豆斎場組合議会議員に、沢登英信君、森 温繁君。

下田地区消防組合議会議員に、藤井六一君、鈴木 敬君、土屋 忍君、土屋誠司君。

共立湊病院組合議会議員に、伊藤英雄君、土屋雄二君。

以上のとおり指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名をいたしましたとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議長において指名いたしました方々が南豆衛生プラント組合議会議員、伊豆斎場組合議会議員、下田地区消防組合議会議員、共立湊病院組合議会議員に当選されました。

ただいまそれぞれの組合議会議員に当選されました方々が議場におられますので、会議規則第 32 条第 2 項の規定により、本席から当選の告知をいたします。

議長（増田 清君） 次に、ただいま 2 番議員藤井六一君より、発議第 9 号 夏期海岸対策事業調査特別委員会の設置についての議案が提出されました。

ただいまより、第 1 委員会室で議会運営委員会を開催していただきたいと思います。

ここで暫時休憩いたします。

午後 2 時 5 4 分休憩

午後 3 時 1 2 分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

報第 1 号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（増田 清君） 次は、日程により、報第 1 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

企画財政課長（土屋徳幸君） それでは、報第1号のうちの専第1号 平成18年度下田市一般会計補正予算（第7号）についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしました補正予算は、平成19年3月30日専決の平成18年度下田市一般会計補正予算（第7号）でございます。

それでは、専第1号 平成18年度下田市一般会計補正予算（第7号）についてご説明申し上げますので、お手数ですが、ピンク色の補正予算書及び補正予算の概要書をご用意いただきたいと思っております。

補正予算の理由でございますが、歳入につきましては、予算書の2ページから3ページに記載してございますが、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、地方交付税交通安全対策特別交付金等の交付額の確定に伴う増減補正及び国・県支出金の確定に伴う増減補正、その他繰入金、諸収入、市債の増減補正等によるものでございます。

一方、歳出につきましては、5ページに記載してございますが、総務費から商工費までの事業の精算に伴う減額補正及び財源調整に伴う予備費の増額補正の予算措置をさせていただいたものであります。

それでは、補正予算書の1ページをお願いいたします。

まず、第1条の歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,503万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89億8,958万8,000円とするものでございます。第2項の歳入歳出予算の補正の款項の内容につきましては、後ほど補正予算の概要によりましてご説明させていただきます。

次に、第2条債務負担行為の補正でございますが、6ページをお開きください。

第2表債務負担行為の補正変更は5件で、まず、静岡県議会議員選挙ポスター掲示板レンタル料は、契約に伴う金額の変更が生じたため変更するもので、期間には変更ございませんが、限度額において事業予定額3万9,000円を34万7,000円に3万2,000円減額し、平成18年度予算計上額18万円を16万4,000円に1万6,000円減額し、平成19年度の支払い額19万9,000円を18万3,000円に1万6,000円減額するものであります。

続いて、静岡県議会議員選挙ポスター掲示板設置管理委託料は、同じく契約に伴い金額の変更が生じたため変更するもので、期間には変更ございませんが、限度額において事業予定

額の69万4,000円を64万1,000円に5万3,000円減額し、平成18年度予算計上額26万円を24万円に2万円減額し、平成19年度の支払い額43万4,000円を40万1,000円に3万3,000円減額するものであります。

続いて、静岡県議会議員選挙選挙啓発用三角塔設置管理委託料も同様、契約に伴い金額の変更が生じたため変更するもので、期間には変更なく、限度額において事業予定額8万5,000円を3万7,000円に4万8,000円を減額し、平成18年度予算計上額3万2,000円を8,000円に2万4,000円減額し、平成19年度支払い額5万3,000円を2万9,000円に2万4,000円減額するものであります。

続いて、小口資金利子補給補助金及び経済変動対策特別金利利子補給補助金は、平成18年度において融資利率2.5%以上の事例がなかったため、債務を取りやめるものであります。

次に、第3条地方債の補正でございますが、8ページをお開きください。

第3表地方債の補正変更につきましては、公共水産施設災害復旧事業につきまして、国庫補助事業1,383万4,000円のうち135万8,000円分が施越しとなったことにより、18年度事業費に対する起債対象限度額が460万円から410万円に50万円減額となるもので、起債の方法、利率、償還の方法等は変更ございません。

それでは、歳入歳出予算補正の主な内容につきまして、補正予算の概要によりご説明いたします。

2ページからで、初めに歳入でございますが、企画財政課関係といたしましては、主なものは、2款2項1目自動車重量譲与税は16万5,000円の追加補正、2款3項1目地方道路譲与税は54万4,000円の減額補正、3款1項1目利子割交付金は12万1,000円の追加補正、4款1項1目配当割交付金は295万3,000円の追加補正、5款1項1目株式等譲渡所得割交付金は228万1,000円の追加補正、6款1項1目地方消費税交付金は1,325万9,000円の追加補正、7款1項1目ゴルフ場利用税交付金は62万1,000円の追加補正、9款1項1目自動車取得税交付金は135万2,000円の追加補正、10款1項1目地方交付税は特別交付税で4,213万9,000円の追加補正で、それぞれ交付額の決定による増減補正であり、10款2項1目歴史的まちなみ景観整備基金繰入金の19万9,000円の減額補正、22款1項8目現年発生補助災害復旧事業債の50万円の減額補正は、事業費の確定に伴う減額補正であります。

続いて、市民課関係では、12款1項1目交通安全対策特別交付金は1万2,000円の減額補正で、交付額の確定に伴うもの。

16款2項1目県費・地方防災対策補助金は10万6,000円の減額で、配水池耐震診断調査事

業の補助金の確定に伴う減額であります。

続きまして、福祉事務所関係では、15款1項1目1節国庫・社会福祉費負担金の48万7,000円の減額、同2節国庫・児童扶養手当負担金の26万7,000円の増額、同9節国庫・生活保護費負担金の1,605万円の減額、15款2項1目3節国庫・生活保護費補助金の4万3,000円の減額。

4ページをお願いします。

同4節国庫・次世代育成支援対策交付金38万5,000円の減額、16款1項1目1節県費・社会福祉負担金1,111万9,000円の増額、同7節県費・世帯保護費負担金521万2,000円の減額、16款2項2目1節県費・社会福祉補助金73万8,000円の減額、同3節県費・児童福祉費補助金105万1,000円の減額は、それぞれ事業費の確定に伴う増減補正でございます。

2款5項3目民生費過年度収入は46万4,000円の追加で、平成17年度生活保護費県負担金精算に伴うもの、同4目保護費返還金は122万9,000円の追加で、実績に伴う追加補正であります。

続いて、健康増進課関係では、15款1項2目国庫・保健衛生費負担金の78万9,000円の減額及び15款2項2目国庫・保健衛生費補助金の7万7,000円の追加は、それぞれ保健事業や後期高齢者医療制度創設準備事業に係る国庫支出金の交付額の確定に伴うものであります。

続いて、環境対策課関係では、14款2項3目清掃手数料は161万3,000円の減額で、実績によるもの。

15款2項2目国庫・循環型社会形成推進交付金の4万8,000円の減額、16款2項3目県費・環境対策費補助金4万3,000円の減額及び6ページ、19款1項5目水道事業会計繰入金9万6,000円の減額は、それぞれ浄化槽設置整備事業の実績に伴うものであります。

続いて、産業振興課関係では、15款1項3目国庫・水産施設災害復旧費負担金は90万6,000円の減額で、事業費の確定に伴うもの。

16款2項4目1節県費・農業費補助金は3万1,000円の減額で、中山間地域等直接支払事業の事務費交付金の確定に伴うもの。同2節県費・林業費補助金は29万2,000円の減額、19款2項1目緑の基金繰入金は20万円の減額で、事業費の確定によるものであります。

続いて、選挙管理委員会関係では、16款3項1目県費・選挙費委託金は117万8,000円の減額で、静岡県議会議員選挙事務費の平成18年度分の精算に伴うもの。

16款1項6目須崎財産区会計繰入金は158万3,000円の減額で、須崎財産区議会議員選挙事

務費の精算によるものであります。

次に、8ページの歳出補正でございますが、まず、企画財政課関係 といたしましては、2款1項7目0240事業地域振興事業の7万3,000円の減額で、歴史的 まちなみ景観活用計画策定業務委託、地域振興 用資材等の不用額、同 24事業市民協働型まちづくり事業の8万円の減額は、NPO法人への補助金不用額。

2款9項1目910事業電算処理総務事業の80万円の減額、同920事業ネットワーク推進事業2万円の減額は、精算による不用額であります。

12款1項1目一般会計予備費は、歳入歳出調整額として1億 69万8,000円の増額で、補正後の額は1億9,023万7,000円となるものでございます。

次に、総務課関係 といたしましては、2款1項6目142番事業庁舎管理事業は50万円の減額で、節電等による光熱水費の不用額、同220事業施設管理事業は90万円の減額で、人夫賃の不用額であります。

次に、福祉事務所関係では、3款1項1目 1002事業社会福祉保護法外援護事業は125万7,000円の減額で、行旅死亡人等の取り扱い件数の減に伴う精算不用額、同2目 105事業特別障害者手当等支給事務6万3,000円の減額、同1052事業在宅身体障害者（児）援護事業221万9,000円の減額は実績に伴うもの。同3目 110事業在宅知的障害者（児）援護事業の2万4,000円の追加は、精算に伴う返還金の増。

同4目1110事業精神障害者援護事業の5万2,000円の減額、3款3項1目145事業在宅児童援護事業93万1,000円の減額、同1453事業児童扶養手当支給事業22万1,000円の減額、同4目1600事業民間保育所事業12万2,000円の減額、同6目1700事業母子家庭等援護事業113万8,000円の減額、3款4項1目175事業生活保護費支給事業2,090万円の減額、同1752事業生活保護適正実施推進事業4万2,000円の減額は、それぞれ補正内容記載欄のとおり、それぞれの実績に伴う精算不用額であります。

続いて10ページをお願いします。

環境対策課関係では、4款3項2目2280事業ごみ収集事務は350万円の減額で、粗大ごみ処理委託料の精算不用額。同3目2300焼却場管理事務500万円の減額は焼却灰等処理委託料の精算不用額。同2310事業焼却炉改良事業は158万5,000円の減額で、発注仕様書作成等業務委託料の精算不用額。同5目2384事業浄化槽設置整備事業は27万6,000円の減額で、申請実績に伴う不用額であります。同6目2400事業南豆衛生プラント組合負担事務は765万円の減額で、燃料費等ランニングコストの減による不用額。

4款4項1目 241事業水道事業会計繰出金は 10万 6,000円の減額で、歳入で申し上げた配水池耐震診断業務事業費補助金の確定に伴うものであります。

次に、産業振興課関係といたしましては、5款1項3目 310事業農業振興事業の2万円の減額は、静岡県都市改良団体連合会が管理する農道台帳管理事業の負担金の減によるもの。同 310事業中山間地域等直接支払事業は3万 1,000円の減額で、事務費の減によるもの。

5款2項1目 335事業林業振興事業は 65万 4,000円の減額で、実績に伴う不用額であります。同 335事業松くい虫防除事業は8万 9,000円の減額で、事業の精算不用額。

6款1項1目 400事業商工総務事務は3万 8,000円の減額で、下田地区雇用対策協議会負担金が不要となったため。同2目 405事業中小企業金融対策事業は 77万 5,000円の減額、同4目 413事業勤労者対策事業は 12万円の減額で、補正内容欄記載のとおり、それぞれの実績に伴う負担金・補助金の精算によるものであります。

次に、選挙管理委員会関係では、2款4項1目 055選挙管理委員会事務は 44万円の減額で時間外勤務手当不用額、同3目 0573事業下田市農業委員会委員選挙事務 254万 8,000円の減額及び同4目 0574頃崎財産区議会議員選挙事務 148万 5,000円の減額は、無投票となったことによる不用額であります。同5目 0575事業静岡県議会議員選挙事務は 86万 6,000円の減額で、精算に伴う不用額であります。

以上で、平成 19年 3月 30日専決の平成 18年度下田市一般会計補正予算（第7号）につきまして、説明を終わらせていただきます。よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

議長（増田 清君） 2号の方を引き続きお願いします。

税務課長（村嶋 基君） それでは、専第2号 下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定についてご説明させていただきます。

議案件名簿と条例改正関係等説明資料をご用意ください。

まず、議案件名簿 2ページからをお願いいたします。

今回の条例改正は、地方税法の一部を改正する法律が平成 19年 3月 30日に公布され、平成 19年 4月 1日から施行されたため、下田市税賦課徴収条例につきましても改正する必要が生じたので、平成 19年 3月 30日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

今回の地方税法改正の要旨は、市民税関係につきましては、上場株式等の配当及び譲渡所得等に対する税率の特例措置の適用期限の延長、信託法の制定に伴う所要の改正。固定資産税、都市計画税関係につきましては、高齢者等居住改修住宅、いわゆるバリアフリー改修というものでございますけれども、それに係る固定資産税の減額措置の創設。鉄軌道用地の評

価方法の変更を平成 19年度に実施するため、所要の措置を講じたものでございます。

それでは、条例の改正内容につきまして、条例関係等説明資料により説明させていただきますので、説明資料の 1 ページをお願いいたします。

奇数ページが改正前、偶数ページが改正後で、アンダーラインが引かれている箇所が改正箇所でございます。

まず、第 1 条関係による改正でございます。

第 23 条の改正は、新たな信託法の制定に伴います市民税の納税義務者の追加及び字句の整備でありまして、第 1 項の改正は、新たな納税義務者として第 5 号を追加し、第 1 項にて当該納税義務者は法人税割額を課するといったしたもの。第 2 項の改正は字句の整備。第 3 項の改正は、法人でない社団または財団であっても法人課税信託の引き受けを行うものは、法人とみなすというものでございます。

第 3 条均等割の税率は条文の整備でございます。

3 ページ、4 ページをお願いします。

第 95 条の改正は、市たばこ税の税率について、附則に定められている特例税率を本則課税とするため 3,064 円を 3,298 円にいたしましたもので、したがって、本改正による実質的な増減収は生じません。これは、去年の 7 月に、この金額に附則において改正されております。

第 13 条の改正は、地方税法施行令の改正に伴う改正でございます。

なお、土地保有税につきましては、平成 15 年度より課税停止となっております。

5、6 ページをお願いします。

第 152 条の改正は、地方税法第 349 条の 3、固定資産税の課税標準の特例の改正に伴う改正でございます。地方税法 349 条の 3 第 32 項が削除されたため、33 項から 38 項までがおのこの 1 項ずつ繰り上げられたことに伴う改正でございます。

附則第 10 条の 2 の改正は、第 4 号及び第 5 号は地方税法施行令の改正に伴う改正。第 5 号は追加で、先ほど申しましたように高齢者等居住改修住宅、いわゆる住宅のバリアフリー改修に係ります固定資産税の減額措置が創設されたことに伴い、減額措置を受けるための手続を定めたものでございます。ちなみに、バリアフリー改修の減額措置とは、高齢者、要介護認定または要支援認定を受けた者、障害者が居住する賃貸住宅を除き、平成 19 年 1 月 1 日に存していた住宅、既存住宅と言います、につきまして、補助金等を除く自己負担金が 30 万円以上の改修を行った場合、翌年度の固定資産税を、限度面積 10 平方メートルまでにつき 3 分の 1 減額措置とするというものでございます。

なお、対象となるバリアフリー改修工事とは、廊下の拡幅、階段の勾配緩和、浴室改修、トイレの改良、手すりの設置、屋内の段差解消、引き戸への取りかえ工事、床面の滑りどめ化でございます。

申告は、改修後3カ月以内に、工事明細書、写真等を添付しまして市町村に申告ということになっております。期間につきましては、平成19年4月1日から平成20年3月31日までに改修工事が完了したものでございます。

次に、第1条の3の改正は追加でございまして、鉄軌道用地の評価方法の変更につきまして、本来土地の評価額は、地目の変更等ない限り、基準年度の価格が3年間据え置かれることとなりますが、今回の鉄軌道用地の評価方法の変更を、次の評価替え年度であります平成22年度を待たずに平成19年度から実施するため、課税標準に関する所要の措置を講じたものでございます。

次に、16条の2たばこ税の税率の改正につきましては、第95条で説明したとおり、たばこ税の税率が本則課税となったため、当該部分を削除するものでございます。

9ページ、10ページをお願いいたします。

第17条の2の改正は、法附則の改正に伴う所要の改正であります。

第19条の2の改正は、証券取引法の一部を改正する法律が成立し、証券取引法が金融商品取引法に改題されたことによる改正でございます。

次に、19条の3の改正は、上場株式等の譲渡所得等に対する税率の特例措置の適用期限を1年延長し、平成22年度までとするものということでございます。

11ページ、12ページをお願いいたします。

第20条の改正は、特定中小会社の特定株式に係る譲渡所得等の課税の特例について、特例の対象となる特定株式の取得期間を平成22年3月31日まで延長することとしたものでございます。

第20条の4につきましては、特例期日の1年間延長でございます。

13ページ、14ページをお願いいたします。

第20条の5の改正は追加でございまして、租税条約締結によります保険料等の市民税控除額の条文の追加で、居住者が租税条約の相手国の社会保障制度に保険料を支払った場合、租税条約の規定に基づき、一定の金額を限度として、その保険料をその年の個人住民税に係る総所得金額から控除できるものとしたもので、これは日仏租税条約締結によるものでございます。

第2条の改正は、法附則第15条の2項の改正に伴う改正でございます。

以上で、第1条関係の改正の説明は終了させていただきます。

引き続き、第2条関係について説明いたします。

第152条の改正につきましては、先ほど説明いたしました本改正条例第1条に係る第152条の施行日を変えてさらなる改正をするものでございまして、主たる改正は、納税義務者として法附則38項、これは郵政民営化に関するものでございますが、追加されたことによる改正でございます。

第2条の改正も、第1条にて改正いたしました第2条の改正をまた改正するものでございます。これも郵政民営化に関するものでございます。

以上で、第2条関係の改正の説明を終わらせていただきます。

恐れ入りますが、議案件名簿5ページの方に戻っていただきたいと思います。

附則でございます。

第1条は施行期日を定めたもので、第1条の規定は平成19年4月1日より施行とし、第2条の規定は平成19年10月1日から施行するものでございます。

また、次の各号に掲げる規定は、各号に定める日から施行するということを定めたものでございまして、第1号は、第1条中下田市税賦課徴収条例施行附則第17条の2項の改正規定は平成20年4月1日から、第2号は、第1条中条例第23条及び第3条第2項の改正規定は信託法の施行の日、第3項は、第1条中条例附則19条の2第1項の改正規定は、証券取引法の一部を改正する法律の施行の日といたすものでございます。

第2条は市民税に関するもの、第3条は固定資産税に関する経過措置を定めたものでございます。

以上で、簡単でございましたけれども、専第2号 下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。よろしくご承認いただきますようお願いいたします。

議長（増田 清君） 専第1号から専第2号までの当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

9番、どうぞ。

9番（増田 榮策君） この補正予算書を見ますと、特に今回予備費約9,000万円、補正前が9,000万円です。それからこの補正後は約1億円。合計で約1億9,000万円あるわけでございます。これは、今までの予算の中では 大変な金額でございますが、たしか私の記憶では、昨

年12月、この予備費についてある議員から質問があって、当時の土屋課長が答えているんですが、12月の時点で3,300万円から4,000万円くらい残っている、これを指摘されているんですよ、予備費。この際に、この財政支出増があるので、これだけ持っていったって何に使っていいと、何に使うかこの用途を考えると、ざっくりばらんに申し上げて、これを財政調整基金に使った方がいいんじゃないかと、こういう質問が12月の定例会であった記憶があると思うんですが、私もちょっと今議事録を調べていましたら、確かにそのとおりございました。僕は頭悪いものですからすぐ忘れちゃうもので、間違っていたらごめんなさい。

そうしますと、平成18年の決算時に、大体当時の勘定でいいますと、3,300万円から4,000万円ぐらいの予備費が12月に残っていたわけですね。そうしますと、今回のこの予算を単純計算すれば、同じような予算規模でいけば約1億6,000万円程度この予備費というのは余るといいますか、それだけ出てくるわけですよ。そうしますと、この財政需要があるにしても、この予算の編成におきましては、相当キャップ方式で切っているわけですよ。例えば観光予算にしる、今問題になっている白浜の夏期対策にしる、あらゆる予算をキャップ方式で切っているわけですが、この予備費の、去年の例でいいますと4,000万円ぐらいで、今回のこの1億9,000万円から単純計算して引いた残りは1億6,000万円ぐらい。この使い道をちょっと聞きたいわけなんです。

当時12月の質問した議員の、小林さんが質問されたわけですが、これは財調に積むよりは減債に積んだ方がいいんじゃないかと、こういう意見があったという記憶も課長、あるかと思うんです。果たしてこの予備費、今後の使い道、どのように考えているんでしょうか。

議長（増田 清君） 番外。

企画財政課長（土屋徳幸君） 例年、当該年度といいますが、前年度のほぼ決算の見通しがつくころになりますと、最終的に決算剰余金の使途についてご質問といいますが、ご提案もいただいているところであります。

確かに、そういった意味では3月で18年度は終了しているわけですが、結果的には出納閉鎖期間ということで、5月末まで実際の決算見込みというのはまだ立てられない状態で、例年この論議、決算剰余金の処分についての論議につきましては、9月のいわゆる決算議会において、どのように扱うのかということが具体的に論議されるのが通例だと思います。今の段階では、ただいま申し上げたとおり出納閉鎖期間ということもあります。また、歳入の税の関係もまだ確定はしていない状況の中で、見込みという状況になりますので、何

とも最終的な結論というのは今のところは申し上げられない、具体的には9月の決算を踏まえた上で申し上げる形になるかと思いますが、ご指摘のとおり、今回の補正の段階で、予備費について補正後の額といたしましては1億9,023万7,000円という、そういった意味では大きな金額になっております。しかしながら、既にこの中から1,500万円ほどは予備費執行済みのものがございますので、また一方では、8,000万円というものが平成19年度、新年度の繰越財源として、もう既に予定されているところであります。

9月の決算議会でよく論議されるいわゆる決算剰余金の処分については、そのときもいろいろ申し上げたと思いますけれども、議員ご存じのとおり、地方財政法第7条の規定に基づきまして、いわゆる決算剰余金については、2分の1を超える部分について翌々年度までに基金に積み立て、または償還の財源として充てなさいという規定がございます。本市の場合は、ここ数年ずっとそのルールに基づいて剰余金の処分をさせていただいているところであります。

一方では、1億9,000万円、約2億近くの額でありますけれども、8,000万円という額がもう既に繰越財源として予定されておりますので、それを除いた部分で、全体の1億9,000万円の2分の1相当については、ご指摘のとおり財調に積み立てるなり、また減債で、今申し上げたとおり地財法の7条の規定でも償還財源として充てなさいと明確にうたっておりますので、そういった財源で充当して有効に活用していきたいと、このようには考えておりますが、今のところ、幾らであるからどうするということは、決算を踏まえた上でないと申し上げられないということでもあります。

議長（増田 清君） ほかに質疑はありませんか。

はい、2番どうぞ。

2番（藤井六一君） この専決処分についてなんですけれども、地方自治法179条第1項の規定に基づいてとあるんですが、どう見ても自治法に違反をしているんじゃないのかなと、議会を開くだけの余裕がなかったということにはならないと思うんです。3月は26日まで議会が行われました。この専決は3月30日です。どうもその辺ちょっとおかしいんじゃないのかな、自治法179条に違反しているんじゃないのかなと、そのように思いますけれども、見解について伺いたいと思います。

議長（増田 清君） 番外。

企画財政課長（土屋徳幸君） お尋ねの、いわゆるその専決の、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、今回専決の補正をさせていただきました。そういった意味では、確か

に3月の定例会の中でご審議いただく部分で間に合う部分については補正の中で、もしお尋ねの点が補正予算案法第1号の関係でご質問ということであれば、予算の部分だけ私の方で答弁させていただきますけれども、3月相当の中で間に合うものについてはお願いし、それ以降に、いわゆる精算に基づいて、3月末までを経過しないと結局精算できないようなものもありますので、それらについては今回3月末をもって精算をさせていただきます、今回ご報告をさせていただきますと、そういうことであります。

議長（増田 清君） 2番。

2番（藤井六一君） 数字の足し算、引き算については専門職がおやりですから、内容についてとやかく言うものではないんですけれども、何かこの、安易に専決処分されているんじゃないのかな、議会固有の権限を少し侵しているんじゃないのかな、そのような気がいたします。ちょうど4年前の3月20日に、4年前は3月定例会が終わりました。と、その翌日の3月21日に専決処分が行われております。大変意味のある議案が専決処分されております。

何か議会の権限を侵しているんじゃないのかなと、そのような気がしてならないんでこのような質問をしているわけですけれども、3月末日云々というのは、それは確かにそういう場合もあるでしょう。この補正予算の中身によってはいろいろあるかと思えますけれども、わずか3日か4日ずらしてなぜ専決をしなければならないのかと。そして、そのことについてさほどお感じになっていないんじゃないのかなと。政治的、道義的な責任というものは、当局者は十分あるかと思えますけれども、その辺についてもう一度見解を伺いたいと思います。

議長（増田 清君） 番外。

企画財政課長（土屋徳幸 君） ただいま申し上げたとおり、私どももそういった意味では、議会のご審議をいただく上においては、十分にご審議をいただくという姿勢を持って、緊張感を持って対応しているつもりであります。したがって、議会の告示日に対応してご審議いただくその日付的なものについては、十分それは念頭に置きながら対応、予算の部分について私答弁させていただきますけれども、予算についてはそういった形で対応をさせていただきます。

したがって、今回の専決の予算につきましては、たまたま3月の定例会において日程的に間に合わなかったという部分についてのみ3月30日に、また、先ほども申し上げたとおり年度末が到来しないと精算額がわからないという点もありますし、そういったものを含めて、3月の定例議会に間に合わない部分以降30日に至る部分について、3月30日をもって専

決をさせていただいたということで、決して議会のご審議をないがしろにするとか、変な形で逃れようとか、そういったものはございませんで、我々もその辺は緊張感を持って毎度対応をさせていただいているつもりでございます。よろしくご理解いただきたいと思います。

議長（増田 清君） 2番。

2番（藤井六一君） 内容についてとやかくということは、もちろん初めての議会ですし、前年度のことですから深くは理解しているわけではございません。ただ、手続上の問題といえますか、地方自治法 179条第1項の規定にと書いてありますよね。この規定にと書いてある以上は、やはりその規定に沿った提案の仕方が望ましいんじゃないのかなと。

これからも多々あることだと思います。こういうことが繰り返されていきますと、やはり、決して議会軽視ではないと課長おっしゃいますけれども、そのように理解されても仕方ないんじゃないのかなという。4年前の看護学校の補正予算 五千何百万という非常に不可解な専決処分やりましたけれども、どうも同じようなことを何回も繰り返してきているような気がしてならないんです。また、これ幾らやったところでこれ以上議論進みませんけれども、やはり議会には議会の立場というか、意地というかありますので、これからはそうした点よろしく配慮願いたいと思います。

終わります。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

1番、どうぞ。

11番（土屋誠司君） ちょっと細かいことで申しわけないんですけども、3350事業林業振興事業ですけれども、65万4,000円の減額で、先ほどの説明においては実績の不用額とありますけれども、これは本来は市が出すべきところを緑の基金から繰り出して、それがまた戻っているわけですけれども、これについて、実績の不用額、実績というか林業振興についてPR不足というか、そういうことをやられてこなかった結果がこうなったのか、その理由は何ですか。

議長（増田 清君） 番外。

産業振興課長（滝内久生君） 今回の精算で減額になったというのは、県が進めている森の力再生事業、これは要件が大変厳しいんですけども、そちらは補助 100%になっております。それで、そちらに乗りかえると、有利な方に乗りかえるというようなことがありまして、今回のこの事業ででき得る、いろいろ条件がありますので、その条件にはまる実際の間伐事業が事業費が減ったということでございます。あくまでも森林組合に所属されている森の所

有者の方、そういう意向がありまして、最終的に減ったということでございます。

議長（増田 清君） 1番。

11番（土屋誠司君） 森の力は別の事業ですけれども、これに合ったものをもう少し、独自のものもあるので詳しくはちょっとわからないですけれども、せっかく こういうふうに予算化して、今一番大事なのは、やっぱり山からやっていかないと水源がなくなるし、海が悪くなる。この辺について、せっかく必要だと予算を盛った以上は、緑の基金を使っ てはいかんというような反対を押し切ってやったんですから、 ぜひこの辺をしっかりとやってもらいたいというふうに思います。

議長（増田 清君） 番外。

産業振興課長（滝内久生君） ただいまのご意見、十分参考にして今後やっていきたいと思
います。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

1番。

1番（沢登英信君） 歳入の地方消費税交付金 1,300万円余、それから地方交付税、特別交
付税のようですが、4,200万円の増ということの補正がされておりますが、この点について
どういう見込みをしてきてこの増になったのか、その原因についてまず1点お尋ねをしたい
と思います。

それから、31ページのごみ収集費の432項目の13の委託料ですけれども、粗大ごみの処理
委託が350万円ほど減額になっております。これはいかなる理由であるのかということと、
この点につきましては、粗大ごみの例の1キログラム当たり20円以内にしろということ
で、市内業者がキログラム30円取っていると。これは違法であるということ明らかに中間
の報告で当局自身がされているわけですが、これらの ものとどういようにかかわっている
のかと、きっちり業者への指導はされた結果 350万円の減額となってきたのか。その内容を
明らかにしていただきたいと。

なお、その下の焼却灰の処理委託が500万円ほど減額になっておりますが、この理由につ
いても明らかにしていただきたいと思
います。

それから、南豆衛生プラント組合の 負担金交付金が765万円ほど減額ということですが、
これにつきましては、炭化したもののカドミ問題がプラント組合の方で出ていまして、この
処理費用が当然負担金として出てくると思うわけですが、この辺の点については、この 765
万円の減額の理由と、カドミ対策が予算化されているのかどうなのか、明らかにしていただ

きたいと思います。

それから、29ページに1ページ戻りまして、在宅児童の支援事業でございますが、乳幼児医療費の無料化については、小学校入学までのご案内のように南伊豆町も河津町もこの4月から実施をします。下田市はまだこれが実施がされていないと、所得制限もあると。こういう現状の中で、93万1,000円余の返還という形の減額予算になっているわけでありまして。こういうことから考えますと、やはり子育てしやすいまちづくりをしていくということから考えますと、単純に減額ということではなくて、むしろサービスを高めるという姿勢が必要かと思うわけですが、この減額補正するに当たって、乳幼児医療費の無料化についてどのように考えて減額予算をしているのかということ、あわせてお尋ねをしたいと思います。

以上です。

議長（増田 清君） 番外。

企画財政課長（土屋徳幸君） まず、歳入の関係につきまして、たしか地方消費税交付金と、それから特別地方交付税の増額の要因についてご質問があったかと思えます。

まず、1点目の地方消費税交付金につきましては、議員ご承知だと思いますが、平成6年度の抜本的な税制改正において、消費譲与税にかえて創設された県税でございます。この目的は地方税源の充実、地方分権の推進等の利用目的ということで、内容的には、都道府県は都道府県下における精算後の地方消費税収入額の2分の1相当額を当該都道府県内の市町村に対して交付するというもので、交付基準は人口割2分の1、従業員者数割が2分の1ということで、結果的に増えたという要因は、いわゆる県税の地方消費税交付金の財源が増えたということしか我々としては言いようがない、いわゆる通知額に基づいた増額補正であります。

議長（増田 清君） ここで時間を若干延長いたします。

企画財政課長（土屋徳幸君） それからもう一方、地方交付税でございますが、その中でも特別交付税についての要因でございますが、ご案内のとおり、地方交付税については地方公共団体の財源の保障を確保するという意味合いの制度でございます。そして、その中で、普通交付税と特別交付税が分かれています。全体的な割合からすれば普通交付税が94%、特別交付税が6%ということで、財源的には所得税等のいわゆる国税5税を財源として制度的にあるわけでございます。

普通交付税については一定のルールに基づいて交付されるわけですが、特別交付税については、普通交付税による画一的な、時期的な理由によって画一的に算定される以外

に特別な要因として考慮される部分 を特別交付税として交付されるものでございます。

今回、特別交付税がいわゆる増額補正となった要因でございますけれども、この要因につきましては、今回たまたま増額補正にはなっておりますが、 18年度の特別交付税については対前年対比マイナスになっております。これはどういうことかといいますと、国全体の特別交付税の予算額が対前年対比 5.9%の減の 9,545億円という形になっております。当市の場合には、対前年対比でいきますと平成 17年度の特交の決算額が 3億 7,601万 7,000円と。平成 18年度の最終的な数値としては 3億 5,213万 9,000円ということで、6.35%の減となっております。先ほど申し上げましたけれども、国全体としては 5.9%、9,545億円ということになるわけでございますが、その点では、特別交付税の算定上、予算編成上は非常に難しいところもでございます。

いわゆる普通交付税については、一定のルールに基づいての基準財政収入額と需要額とのバランスの上である程度の見通しはつくわけでございますが、特別交付税については、そういう点で地域の特殊性も考慮しながらやられると。なおかつ、全国的な動向の中で判定されるものですから、平成 18年度の特徴といたしましては、市町村合併による財政 需要を算定して、市町村合併の推進したところ については重点的に配付するという点がまずございます。また、ご案内のとおり、台風豪雨等の現年災害についての財政需要を考慮する場合、それからよく言われる除排雪、要するに大雪の豪雨地帯に対する財政需要を算定するというような特殊事情をそれぞれ算定して対応をしているところがあります。

18年度、対前年対比 5.9%減となった要因につきましては、市町村合併が 17年度よりも件数が減ってきていること、また、台風等の大規模災害は前年度並みでございましたけれども、いわゆる豪雨等の災害が少なかったというような点等々ございまして、全国的には減らされ、また、なおかつ当市の場合には前年と大きな変化がなかったという点で、前年並みの形である程度確保できたにしても、そういった形での状況があったということでもあります。

議長（増田 清君） 番外。

環境対策課長（藤井睦郎君） 環境対策課 へのご質問でございますが、まず、粗大ごみの 350万円の減額という部分でございますが、当初 1,000万円の予算、今回専決で 650万円ということで、350万円の減でございますが、減の主な原因といたしましては、清掃センターへ市民の方に持ち込んでいただいている粗大ごみ を、直営で業務の方が解体できるものは解体して、それで業者委託をしないで直接処理できるものはしようと、そういう作業の中で委託料が減ってきているというのが理由でございます。

それで、粗大の、先ほどの 30円、20円のことにつきましては、庁内委員会の中でお話ししていただいて、今進めているところでございます。

焼却灰の 500万円の減につきましては、ごみの持ち込み量等の減によりますところと、多少当初予算の数量の余裕を持った見方をした部分の中でのこの精算ということになりまして、500万円の減となっております。

また、プラントの 765万円の減につきましては、プラント事業といたしまして 1,200万円の事業の減という中で、負担割合、均等が南伊豆と 10%ずつ、そして実績割で 67.4%が下田市でございますので、その部分で 765万円という減額になっております。この全体事業の 1,200万円の減につきましては光熱水費、また燃料等、そういうランニングコストの減によるものによりまして、負担金も減ということになっております。

また、カドミの部分につきましては、平成 19年の予算の方で対応というような形になっておりますので、ご了承ください。

以上でございます。

議長（増田 清君） 番外。

福祉事務所長（内田裕士君） 乳幼児医療費の件でございますが、これは精算による減でございますまして、95万 3,000円の減ですけれども、実績に基づきまして、ちょうど 18年度診療報酬が 3.2%だけ下がりました。その関係もあるのではないかと考えております。

それから、自己負担の 500円の件ですけれども、これはここでは即答できませんので、今後検討していきたいと思っております。

以上です。

議長（増田 清君） 1 番。

1 番（沢登英信君） 地方交付税の特別交付部分が、なかなか見込みが困難だということはおわかりましたけれども、災害、大雪等々、そんなにこの期間、下田の場合にはなかったと思うわけです。そうしますと、この地方交付税の当初の見込みが少なかったのかなというような思いもします。ぜひともきっちり、4,000万円からになりますと、見込んでいただきたいというような思いがするわけですので、その点はどうかと。今後きっちり見込めるようなものになるものかどうなのか、どうしても 6%の特別交付税というのはなかなか困難だよということなのか、再度お尋ねをしたいと。

それから、ごみの問題につきましては、清掃職員の皆さんの努力で粗大ごみを解体して 350万円。それから、リサイクル等々含めてごみの量が少なくなったことによって 500万円の

減額ということは、大変評価していいことだと思うわけです。さらに一層そういう点で ご奮闘をいただきたいと思うわけですが、やはり違法なことをそのまま放置していいということにはならないわけで、粗大ごみのキロ 20円以内に抑えなさいというこの条例違反については、検討しているのではなくて、もう違法なことが明らかになっているわけですから、直ちにやめていただくという、当局の姿勢が必要だと思うわけです。そういう姿勢を当局に、助役さん含めて求めたいと思いますけれども、再度その点についてのご確認をいただきたいと。

それから、カドミの対応については 19年度予算ということですので、たしかこれは 350万円余必要だというような議論があったかと思しますので、そちらに譲りたいと思いますが、ぜひもう1点、この乳幼児医療の無料化につきましては、子育てしやすいまちづくりをしていくんだと、こういうスローガンをぜひ掲げていただきたいと。金額的には恐らく 1,000万円あれば十分見込めると思うわけですが。その中で 930万円余の三角をしているわけですので、南や河津がやっている 小学校入学前まで、所得制限も 500円の一部負担金もなしで、今年と同じくらいの予算規模が組まれればできるわけですが、19年度予算は既に通っているわけですが、ぜひとも他町並みの子育て支援の内容には引き上げていただきたいと強く要望をしたいと思いますが、再度お願いをして、終わります。

議長（増田 清君） 番外。

副市長（渡辺 優君） 粗大ごみの処分の委託費の 20円、30円の問題につきましては、今までにもいろいろと議論をしてきておりまして、沢登議員言われるように違法の状態であるので、1日も早く解消したいという思いの中で、課長の方からも答弁ありましたように、調査委員会、この部分を重点的に議論をし、また交渉をしております。違法だからすぐ直せという気持ちもわかります。そうしたいんですが、その 20円、30円の根拠をまず出したいということで、担当課も同じような施設を持っているところ、数は少ないんですが、いろいろアンケート調査を依頼をし、資料を集めております。また一方では、やはりそういう施設で処分するときに、トン幾ら、キロ幾らかかるのか というその数値も出してみなければということで、それも今重点的に調査をしているところでございます。いずれにしても、沢登議員言われるように違法の状態でありますので、そういうことをまず詰めて、強く交渉をしていく予定で調査委員会では結論を出しております。ご理解をいただきたいと思っております。

議長（増田 清君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、委員会に付託することを省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

よって、報第1号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午後 4時11分休憩

午後 4時21分再開

議長（増田 清君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

日程追加

議長（増田 清君） この際、お諮りいたします。

2番議員藤井六一君より提出されました発議第9号 夏期海岸対策事業調査特別委員会の設置についてを急施事件と認め、この際日程に追加し審議することにご異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がありますので、起立により採決いたします。

発議第9号事件は急施事件と認め、日程に追加し、直ちに審議することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（増田 清君） 起立少数であります。

よって、発議第9号議案については、急施事件と認め日程に追加し、直ちに審議することは否決されました。

ここでお諮りいたします。

先ほど議会運営委員会委員長から、お手元に配付してありますように議会閉会中の継続調査についての申し出があります。これを日程に追加し、議題にいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

議会運営委員会の閉会中の継続調査について

議長（増田 清君） それでは、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会運営委員会の議会閉会中の継続調査については、議会運営委員会委員長の申し出のとおり、議会閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議会運営委員会の閉会中の継続調査については、議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

議長（増田 清君） 以上で、本臨時会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。

これをもって平成19年5月下田市議会臨時会を閉会といたします。

ご苦労さまでございました。

午後 4時26分閉会